主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人伊達秋雄、同加藤康夫、同小野寺照東、同高橋治の上告趣意のうち、憲法 三一条違反、判例違反をいう点は、その実質は刑法二六〇条の解釈適用の誤りをい う単なる法令違反の主張であり、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であ つて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和五七年三月一八日

## 最高裁判所第二小法廷

進		橋	大	裁判長裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
良	忠	下	木	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官
_	梧	崎	宮	裁判官